



埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び埼玉県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）第2条第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合の財政状況を別紙のとおり公表する。

令和3年6月29日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 原 口 和 久



埼玉県後期高齢者医療広域連合の財政状況

令和2年度予算の令和3年3月31日現在（出納整理期間は5月31日まで）における一般会計及び特別会計の執行状況を次のとおりお知らせします。

1 令和2年度 一般会計予算の執行状況（令和3年3月31日現在）

歳入

(単位:円)

款	予算現額	構成比(%)	収入済額	収入率
1. 分担金及び負担金	1,643,624,000	98.82	1,643,624,001	100.00
2. 国庫支出金	3,175,000	0.19	287,895	9.07
3. 繰越金	15,389,000	0.93	15,389,827	100.01
4. 諸収入	1,074,000	0.06	674,264	62.78
歳入合計	1,663,262,000	100.00	1,659,975,987	99.80

歳出

(単位:円)

款	予算現額	構成比(%)	支出済額	執行率
1. 議会費	1,502,000	0.09	581,385	38.71
2. 総務費	370,307,000	22.26	334,111,144	90.23
3. 民生費	1,283,439,000	77.17	1,283,439,000	100.00
4. 公債費	14,000	0.00	0	0.00
5. 予備費	8,000,000	0.48	0	0.00
歳出合計	1,663,262,000	100.00	1,618,131,529	97.29

## 2 令和2年度 後期高齢者医療事業特別会計予算の執行状況（令和3年3月31日現在）

歳入

(単位:円)

款	予算現額	構成比(%)	収入済額	収入率
1. 市町村支出金	146,365,554,000	18.78	133,994,009,681	91.55
・保険料等負担金	(87,455,922,000)	(11.22)	(79,913,823,065)	(91.38)
・療養給付費負担金	(58,909,632,000)	(7.56)	(54,080,186,616)	(91.80)
2. 国庫支出金	232,431,788,000	29.82	237,073,719,201	102.00
3. 県支出金	62,746,735,000	8.05	61,990,207,236	98.79
4. 支払基金交付金	315,002,102,000	40.41	278,284,800,000	88.34
5. 特別高額医療費 共同事業交付金	377,572,000	0.05	395,971,658	104.87
6. 財産収入	150,000	0.00	162,114	108.08
7. 繰入金	7,129,613,000	0.92	7,129,613,000	100.00
8. 繰越金	14,596,728,000	1.87	14,596,728,200	100.00
9. 諸収入	779,638,000	0.10	959,634,425	123.09
歳入合計	779,429,880,000	100.00	734,424,845,515	94.23

歳出

(単位:円)

款	予算現額	構成比(%)	支出済額	執行率
1. 総務費	1,456,000,000	0.19	1,186,438,011	81.49
2. 保険給付費	758,487,949,000	97.31	662,050,836,816	87.29
3. 特別高額医療費 共同事業拠出金	377,573,000	0.05	377,572,904	100.00
4. 保健事業費	4,190,647,000	0.54	906,843,036	21.64
5. 基金積立金	4,585,911,000	0.59	4,585,909,129	100.00
6. 公債費	1,000	0.00	0	0.00
7. 諸支出金	10,324,812,000	1.32	2,772,667,100	26.85
8. 予備費	6,987,000	0.00	0	0.00
歳出合計	779,429,880,000	100.00	671,880,266,996	86.20

### 3 財産及び一時借入金の現在高

#### (1) 財産

区 分	現在高
建物	なし
土地	なし
基金（保険給付費支払基金）	14,954,913,286
合 計	14,954,913,286

#### (2) 一時借入金

令和2年度の一時借入金限度額は、一般会計 50,000 千円、後期高齢者医療事業特別会計 40,000,000 千円となっていますが、借入実績及び現在高はありません。